

標準報酬 月額計算ガイド



※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

標準報酬月額のおくみ

社会保険料計算の基礎となる標準報酬月額は、毎月の給与等を一定の等級（健康保険50等級、厚生年金32等級）に区分したもので、月々の変動する給与額に左右されず、保険料計算を簡便に行うことができます。

標準報酬月額に含まれる報酬・含まれない報酬

標準報酬月額の対象となるのは、労働の対償として経常的に受け、通常の生計にあてられるものです。基本給や各種手当（残業、通勤、住宅手当等）、食事などの現物支給も該当します。賞与は、年3回以下の支給であれば標準報酬月額に含めず「標準賞与額」として別途計算しますが、年4回以上支給される場合は、その年間合計額の12分の1を月々の報酬に加えて計算します。

一方、結婚祝金のような臨時的・恩恵的な給付、公的保険給付、出張旅費などの実費弁償的なものは含まれません。

標準報酬月額の計算方法と決定・改定タイミング

標準報酬月額は、原則として4月～6月の報酬月平均額で決定されます（定時決定）。この決定は、その年の9月から翌年の8月まで適用されます。

算定例

$(4\text{月報酬}22\text{万円} + 5\text{月報酬}25\text{万円} + 6\text{月報酬}20\text{万円}) \div 3\text{ヶ月}$

=

22.3万円

▶

標準報酬月額22万円



年4回以上の賞与がある場合は、その年間合計額の12分の1を各月の報酬に加算して平均額を算出します。

例

$\text{月々の報酬平均}22.3\text{万円} + (\text{賞与年間}120\text{万円} \div 12\text{ヶ月})$

=

32.3万円

▶

標準報酬月額32万円

標準報酬月額が決定または改定される主なタイミングは以下の通りです。

タイミング	説明	適用期間例
資格取得時決定	新規加入時、当初の報酬額で決定。	1月～5月取得：同年8月まで 6月～12月取得：翌年8月まで
定時決定	年1回、4月～6月の報酬月平均で決定。	その年の9月～翌年の8月
随時改定	固定的賃金変動で3ヶ月平均に2等級以上の差が生じた場合、変動月の4ヶ月目から改定。	1月～6月改定：同年8月まで 7月～12月改定：翌年8月まで
育児休業等終了時改定	育児等終了後の報酬低下時、申出により改定可（2等級以上の差は不要）。	同上
産前産後休業終了時改定	産休等終了後の報酬低下時、申出により改定可（同上）。	同上

標準報酬月額は、給与明細か、健康保険料や厚生年金保険料の額と、公表されている保険料額表から確認できます。厚生年金保険料からの確認がより確実な場合があります。